

鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スギ人工林伐採重点区域における花粉の少ない森林へ転換を促進するため、予算の定めるところにより鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費、補助率並びに事業実施主体は、別表第1のとおりとする。また、補助対象経費の範囲及び算定方法については、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、別表第3のとおりとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 事業費の30%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告を行うときは、補助金の交付の決定を受けた年度の9月30日現在において、補助事業の遂行状況報告書（別記第8号様式）を作成し、翌月の10日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業が完了した日から10日以内又は当該事業実施年度の3月20日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第11号様式のとおりとする。

- 2 補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
- 3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第12号様式のとおりとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月28日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金の交付の対象となる事業	補助金の交付の対象となる経費		補助率	事業実施主体
	事業内容	補助対象経費		
花粉の少ない森林への転換促進事業	県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林において、花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを前提とした森林経営計画の作成・変更及び伐採の取組に対する助成	1 植替活動金 花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替えなどの働きかけを行い、森林経営計画の作成・変更に必要な経費	【定額】 120,000円/ha	林業経営体 （本事業に係る事業参加者の募集に応募を行い、知事の承認を得た林業経営体）
		2 植替促進費 上記1の対象地において、花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを前提とした伐倒作業に必要な経費で、下記に該当するもの ①伐倒作業をチェーンソーで行う場合 ②伐倒作業をチェーンソー以外で行い、伐採地の中心から集積地までの搬出距離が2,000m以上の場合	【定額】 ①350,000円/ha ②250,000円/ha	
		3 事務経費 上記(1)及び(2)の事業実施主体の取りまとめ等の事務に必要な経費	【定額】	事業参加者 （本事業に係る県の募集に応募を行い、知事の承認を得た民間事業者）

別表第2（第2条関係）

別表1の補助対象経費の範囲及び算定方法

補助対象経費	範囲及び算定方法
人件費	本事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
技術者給	補助事業者が補助事業者の構成員に対して支払う実働に応じた対価とする。 なお、技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
賃金	補助事業者が本事業の補助的業務（資料整理、実験補助、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。 単価については、当該補助事業者内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定する必要がある。
謝金	企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理、資料の収集等について協力を得た補助事業者以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。 単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定する必要がある。
旅費	補助事業者が行う資料の収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な交通費とする。
需用費	消耗品費、印刷製本費、資材購入費、光熱水費等の経費とする。
ア 消耗品費	原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
イ 印刷製本費	資料、文書、図面、パンフレット等の印刷や製本に必要な経費とする。
ウ 資材購入費	双眼鏡等の備品の購入に必要な経費とする。
エ 資材購入費	専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。
オ 光熱水費	電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。
役務費	通信、運搬、原稿執筆、試験・検査等の人的サービス等に対して支払う経費とする。
ア 原稿料	報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う経費とする。
イ 通信運搬費	郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。
ウ 通訳翻訳料	外国人との交渉・会話の際の通訳や外国語の文献の翻訳について、事業実施主体が委託した者に対して、実働に応じて支払う対価とする。
エ 普及宣伝費	マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする（事業実施主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載は技術者給、需用費等で計上するものとする。）
オ 会場設営・撤去費	イベント会場等の設営及び撤去作業に必要な経費とする。
カ 保険料	イベント開催等において、事故による傷害や賠償責任などを補償するため、

	<p>当該イベントを実施する者あるいは当該活動に参加する者が行事保険やボランティア保険等に加入するために必要な経費とする。</p> <p>ただし、保険期間は活動等開催日の午前0時から当該活動等終了日の午後12時までの間のうち、行事に参加するために所定の場所に集合した日から解散地で解散するまでの間で、かつ主催者の管理・監督下にある場合に限るものとする。</p>
<p>キ その他雑役務費</p>	<p>上記アからカまで以外の経費とする。</p>
<p>委託費</p>	<p>本事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする（委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。）。</p>
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>器具機材、会場、車両、事業の円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等の借上げ等の使用又は賃借に必要な経費とする。</p>
<p>促進費</p>	<p>本事業の対象とする植替えについて、森林経営計画を作成するために働きかける林業経営体等及び森林所有者に対して支払う植替活動金及び植替促進費とする。</p>

別表第3（第4条関係）

鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業における補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）その他の補助金等に関する法令（以下「補助金等に係る法令」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日7林整森第202号林野庁長官通知。）、その他関係通達に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合、当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの。）のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては、農林水産大臣が別に定める期間（以下、これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。処分制限期間内に知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記2により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に知事に報告（別記第13号様式）するとともに、知事の返還

命令を受けて当該金額を返還しなければならない。

- 5 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 6 補助事業者は、5を約した「誓約書（別記第14号様式）」を添付しなければならない。
- 7 補助事業者は、この補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び当該収入、支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておかなければならない。
- 8 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、その場合であっても競争性が確保されるよう努めなければならない。
- 9 補助事業者は、前記8により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記第15号様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付申請書

年度において花粉の少ない森林への転換促進事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

年度花粉の少ない森林への転換促進事業（変更）計画〔実績〕書

1 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援

番号	林業経営体名	森林経営計画 作成者（事業体）名	森林経営計画 対象面積 (ha)	森林所有者名	対象森林の所在地	植替活動金			植替促進費						補助金計 (円)
						事業量 (ha)	適用 単価 (円)	補助金 (円)	①チェーンソーによる伐採			②チェーンソー以外による伐採			
									事業量 (ha)	適用単価 (円)	補助金 (円)	事業量 (ha)	適用単価 (円)	補助金 (円)	
							120,000			350,000			250,000		
							120,000			350,000			250,000		
							120,000			350,000			250,000		
							120,000			350,000			250,000		
							120,000			350,000			250,000		
合計															

注1 植替促進費の「②チェーンソー以外による伐採」については、伐採地の中心から集積地までの搬出距離が2,000m以上の場合のみ

2 林業経営体の取りまとめに関する事務

事業参加者名	事業費 (円)	補助金 (円)	備考 (円)
			(内訳) 人件費 技術者給 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料

- 注1 2の「林業経営体の取りまとめに関する事務」は事業参加者のみ記載すること。
 2 変更が生じた場合は、2段書きで記載する。（上段に当初計画、下段に変更計画）
 3 不要な文字は抹消すること。

令和 年度花粉の少ない森林への転換促進事業（変更）計画〔実績〕書

1 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援

番号	林業経営体名	森林経営計画 作成者（事業体）名	森林経営計画 対象面積 (ha)	森林所有者名	対象森林の所在地	植替活動金			植替促進費						補助金計 (円)
						事業量 (ha)	適用 単価 (円)	補助金 (円)	①チェーンソーによる伐採			②チェーンソー以外による伐採			
									事業量 (ha)	適用単価 (円)	補助金 (円)	事業量 (ha)	適用単価 (円)	補助金 (円)	
1	〇〇森林組合	〇〇 〇〇	5.00	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇字〇〇1234 〇〇団地〇林班〇小班ほか	20.00	120,000	2,400,000	20.00	350,000	7,000,000				9,400,000
2	(株)△△林業	△△ △△	2.00	△△ △△	△△町△△字△△1234 △△団地△林班△小班ほか	10.00	120,000	1,200,000				10.00	250,000	2,500,000	3,700,000
3	(有)××	×× ××	3.00	×× ××	××市××字××1234 ××団地×林班×小班ほか	15.00	120,000	1,800,000	10.00	350,000	3,500,000	5.00	250,000	1,250,000	6,550,000
合計						45.00	120,000	5,400,000	30.00	350,000	10,500,000	15.00	250,000	3,750,000	19,650,000

注1 植替促進費の「②チェーンソー以外による伐採」については、伐採地の中心から集積地までの搬出距離が2,000m以上の場合のみ

2 林業経営体の取りまとめに関する事務

事業参加者名	事業費 (円)	補助金 (円)	備考 (円)	
〇〇民間事業者	250,000	250,000	(内訳)	
			人件費	120,000
			技術者給	50,000
			賃金	
			謝金	
			旅費	50,000
			需用費	20,000
			役務費	
委託費				
使用料及び賃借料	10,000			

- 注1 2の「林業経営体の取りまとめに関する事務」は事業参加者のみ記載すること。
 2 変更が生じた場合は、2段書きで記載する。（上段に当初計画、下段に変更計画）
 3 不要な文字は抹消すること。

第3号様式（第3条，第6条，第9条関係）

年度花粉の少ない森林への転換促進事業
（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
	円	円	円	
計				

（注） 変更のときは、上段に当初、下段に変更の二段書とする。

第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事 印

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
別表第3のとおりとする。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度花粉の少ない森林への転換促進事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(注) (1)、(2)については、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事 印

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度花粉の少ない森林への転換促進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事 印

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度花粉の少ない森林への転換促進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
当初交付決定通知のとおり。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助申請者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度花粉の少ない森林への転換促進事業の 年9月30日現在における遂行状
況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		9月30日までに 完了したもの		10月1日以降に 実施するもの		
		事業費 円	出来高比率 %	事業費 円	出来高比率 %	
計						

注1 「区分」の欄には、別表第1の「補助対象経費」の欄に記載された「植替活動金」、
「植替促進費」及び「事務経費」別に記載すること。

注2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記入すること。

第9号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき花粉の少ない森林への転換促進事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

第 10 号様式（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事 印

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定(確定)通知書に基づく 年
度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規
則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今回請求額	
未 請 求 額	

預金口座番号

(金融機関名)

(フリガナ)

預金口座名義人

本支店 当座

普通

号

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度花粉の少ない森林への転換促進事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった花粉の少ない森林への転換促進事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残額

2 概算払を必要とする理由

第 13 号様式（第 4 条別表第 3 関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった花粉の
少ない森林への転換促進事業補助金について、鹿児島県花粉の少ない森林への転換促進
事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）この報告書は、交付決定ごとに作成する。

第 14 号様式（第 4 条別表第 3 関係）

誓約書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

〇〇〇〇（補助事業者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。